

# 大牟田県議・市議間の損害賠償請求事件

## 福岡高等裁判所判決の判決骨子と判決解説

以下には、【判決要旨】と【解説】があります。

控訴審	控訴人訴訟代理人	弁護士	岡田武志
	同	弁護士	木佐茂男

1 審 大牟田支部 原告（控訴審：被控訴人） 福岡県議会議員 X 1  
同 (同) 自由民主党大牟田支部（代表者 上記 X1）  
（上記原告も、控訴したが、裁判所は認めなかったため触れない）

1 審 大牟田支部	被告（控訴審：控訴人）	Y 1
	同	Y 2
	同	Y 3
	同	Y 4
	同	Y 5

平成 31 年 3 月 28 日 判決言渡

平成 30 年（ネ）第 769 号損害賠償請求控訴事件

（原審・福岡地方裁判所大牟田支部平成 28 年（ワ）第 76 号）

口頭弁論終結日平成 31 年 2 月 5 日

### 【判決要約】

### 判 決

主文 6 項目中、重要な部分に限る。判決文の要約・意訳である。

1 原告 X 1 が請求した被告・Y 1 ら（以下、「被告ら」と言う。）に対する信用毀損及び名誉毀損を理由とする不法行為に基づく 660 万円の損害賠償請求を棄却する（被告らは、名誉毀損を理由とする損害賠償を 1 円もする必要はない）。

2 原告自由民主党大牟田支部（代表・X1）が請求した被告らに対する信用および社会的評価を侵害した不法行為を理由とする440万円の損害賠償請求のうち33万円を認容する（被告らは、自民党支部に対しては、33万円を損害賠償として支払え。平成28年12月17日から支払日まで年5%の遅延損害金も支払え）。

### 原告主張・請求の骨子

〔1〕原告（この解説では、X1のみを単に原告という。）の主張・請求の内容：

被告らが共謀の上、①㊦支部長原告に無断で支部長選考委員会を設置し、①支部役員会で選任された原告の支部長たる地位を争って職務の執行権限を認めないとの趣旨の仮処分を申し立て、㊦すでに離党して幹事長の地位を失ったものを支部長に選出したこと等により、原告の信用を毀損して精神的苦痛を与えるとともに、②㊦平成27年11月30日に自民党県連に提出した文書の内容、④平成28年4月23日の大牟田支部臨時代議員会でされた経過報告の内容及び同旨の経過説明の内容、㊦平成28年5月7日の支部大会における指摘の内容、⑤平成28年8月1日に自民党県連に提出された要望書の内容、⑦平成28年6月18日付けで発行された自民党大牟田支部だよりの内容が、いずれも原告の名誉を毀損し、同人に精神的苦痛を与えた。

〔2〕原告自由民主党大牟田支部（代表・X1）（原告支部という。）の主張・請求の内容：

被告らは、何ら権限がないにもかかわらず党籍のない者が大牟田支部新支部長に選任されたかのような偽りの外形を作出するなどして、原告支部黨員や大牟田市民を混乱に陥れて原告支部の存続にかかわる事態を招き、その信用を毀損した。

### 判決理由の骨子

〔1〕原告の信用を毀損したか（福岡高裁の判断1）

- ・支部長選考委員会は支部規約に則り設置されている。
- ・平成27年7月10日に開催された緊急役員会の招集通知は被告Y3以外の市議会議員には届いておらず、この役員会の開催手続には瑕疵（かし＝ミス）

がある。

- ・自民党大牟田支部規約によれば、支部長の選任には選考委員会による候補者選定が前提となるが、その手続を経ていない点でも瑕疵（ミス）がある。
- ・したがって、原告は前任支部長としての資格はあるが、新支部長としての地位はない。
- ・原告は、新支部長ではなく、前任支部長にとどまるが、客観的には原告は任期が満了しており、被告らの行為が原告の権限行使を妨げ、組織運営を混乱させ、同支部の対外的な信用を毀損する（＝侵害する）ものであったとしても、そのことで原告個人のどのような信頼が毀損されたかは具体的に主張・立証されていない。
- ・以上の次第で、原告の信用に係る不法行為に基づく損害賠償請求には理由がない。

## 〔2〕原告の名誉を毀損したか（福岡高裁の判断2）

- ・被告らが平成27年11月30日に自民党県連に対して原告の支部運営につき問題提起をした異議書面の前提となる事実の主要部分は真実である。
- ・原告は、本件とは別の原告が支部長の地位にあるという仮処分裁判において勝訴し、その後、代議員会を開催して原告が支部長に選任されたと言うが、異議書面はそれ以前に作成されている上、支部規約等の定める手続に違反していると言う事情はない。
- ・原告の支部長時代に自民党員数が減少したという事実は否定できない。
- ・被告らの異議書面の内容とその前提となる事実の主要部分が真実であることを踏まえると、被告らによる原告＝支部長の行状について自民党県連の配慮を求める異議書面は公共の利害に関するものであり、特段の事情がない限り公益目的によるものであることが推認される。原告を追い落とすという目的が仮に混在していたとしても、専ら公益を図る目的によるものであったと認めべきである。
- ・したがって、本件異議書面は、仮に原告X1の社会的評価を低下させると判断されるところとしても、違法性を欠くものというべきである。
- ・その他の被告らの配布物内容や文書も、同様の前提事実に立ち、支部運営が原告X1によって私物化されている旨の評価を述べるものであって、同様にその前提となった事実の主要な部分は真実であり、これらの行為が公共の利害に関するものであって、専ら公益を図る目的によるものであったと認められるから、違法性を欠くものといえることができる。
- ・平成28年6月18日付けで発行された自民党大牟田支部の「支部だより」に「原告支部が北朝鮮のような独裁政治とならないよう気を付けたいもので

ある」といった記載部分は、原告の支部運営を年頭においたものと考えられるが、それは、その時点で支部長として振る舞っていた高畠が支部運営を行うに当たっての自戒の念を記載したものといえるから、その内容が原告の社会的評価を低下させるものであるとまでは認められない。

- ・以上のとおりであるから、原告の名誉毀損に基づく不法行為の主張も理由がない。

### 〔3〕原告支部の名誉を毀損したか（福岡高裁の判断3）

省略

### 〔4〕結論

以上のとおり、原告X1の請求は理由がなく、被告らは原告支部に対して33万円の損害賠償（遅延利息付き）の責任を負う。

裁判長裁判官	阿	部	正	幸
裁判官	横	井	健	太 郎
裁判官	富	張	邦	夫

### 【解説】

1 本件は、同一政党に所属する多数の市議会議員らが、同一政党所属の県議会議員に対して名誉・信用を毀損する行為を行ったかが問われ、県議が市議らを被告として損害賠償請求訴訟を行った事案である（市議らが、同一政党の支部自体に対する名誉・信用の毀損行為も行ったかどうか争点であるが、被告市議らはこの点は、政党に迷惑をかけたと自認しているため、ここでは事案を明確化するために、取り上げない）。この事件については、裁判所は、いわゆる「部分社会の法理」により、審理を回避することも不可能ではなかったと考えられないではない。しかし、地裁支部及び高裁も、実質的な名誉毀損・信用毀損行為の存否を判断し、控訴審は、被告らの告発的諸行為に違法性はないとした点で、記録すべき価値があると考えられる。

2 具体的には、原告である県議は、被告らを含む9名の大牟田市議会議員が共謀の上、原告支部の支部長である原告の失墜をもくろみ、原告支部を分裂させた上で、新たな原告支部を設立すること等を企み、支部長である原告の権限を無視して、設置・招集権限等のない者による原告支部の選考委員会の設置、役員会の招集、臨時代議員会の設置、支部大会の開催等をし、他の者らが原告

支部の新支部長等として選任されたと偽るなどの共同不法行為に及び、これにより、原告らの名誉・信用が毀損されたと主張した。

3 原告は、県議6期連続当選、都道府県議会で全国初の女性議長を務め、自民党福岡県連幹事長の職にあり、同党の県議会議員選挙区を単位とする地域支部の人事・財政を私物化しているとして、同市の同党議員らが同県議の支部長としての地位を停止するように仮処分を求めたところ、その提訴などを理由として、県議である原告が名誉毀損・信用毀損を理由として損害賠償請求訴訟を提起し、一審では認容された。当職は、自民党市議団の主張がまっとうなため、当職は、控訴後に受任した。同県議の自民党支部私物化のほか、政務調査費の使途としては極めて異様なものであったため、その集計（乙27）や各政務調査費の使途（乙28）をも含め、新たな証拠16点を提出した。

控訴審判決は、個々には被告らの主張を退けた部分があるが、骨格において、政党支部としての健全化を求めた市議ら被告側の勝訴とした。

政党内部においても、役職選任や政務調査費の不正を理由として、支部長の非違行為を是正する一連の行為の正当性を認めた判決として、部分社会論にも意味をもつものと考えられる。